

公文書管理条例が目指す市の方向性

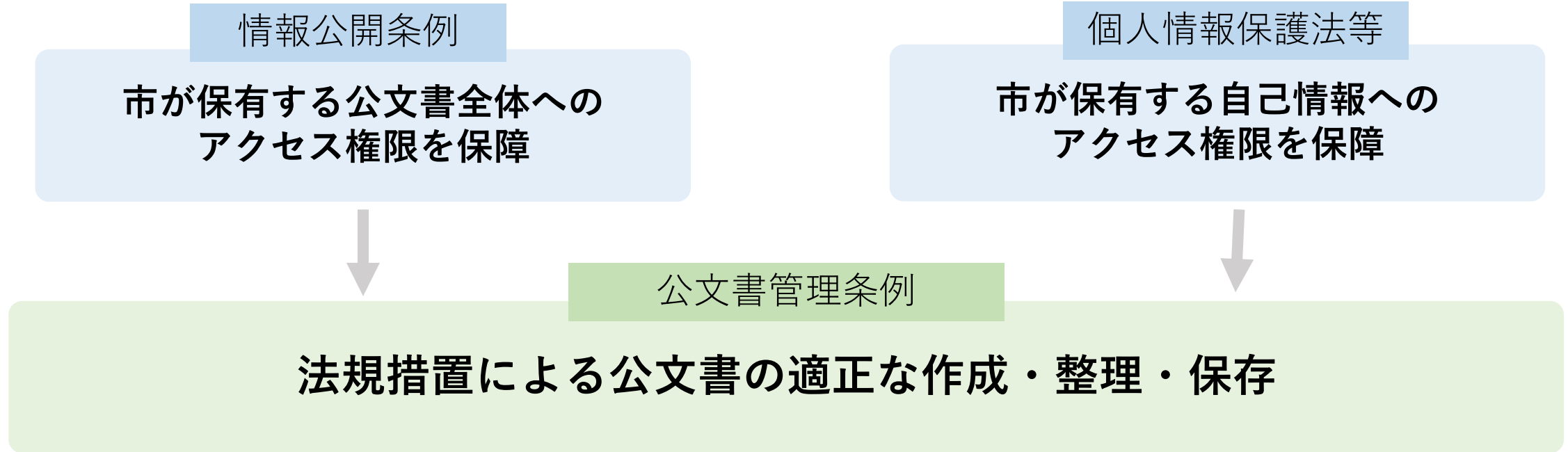
～公文書管理条例（第1条）（目的）～

この条例は、市の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書が市民との共有の知的財産として住民自治の実現に寄与するものであることに鑑み、

- ①（手段） 公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、
- ②（直接目的） 市民の主体的利用の基礎となる公文書の適正な管理及び保存を推進し、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、
- ③（究極目的） 市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うすることを目的とする。

公文書管理条例が目指す市の方向性

公文書管理条例・情報公開条例等の適正な施行により、市政の見える化を徹底するとともに、市の諸活動を**現在および将来の市民に説明する責務**を全うします。



住民自治の理念にのっとった市政運営の透明化を図り、
公正で開かれた市政の実現へ！